

○ 室蘭市議会傍聴規則 新旧対照表 (案)

(昭和 5 1 年議会規則第 2 号)

改 正 後	改 正 前																								
<p>(傍聴人の守るべき事項)</p> <p>第 7 条 傍聴人は、傍聴席にあるときは、次の事項を守らなければならない。</p> <p>(1) 議場における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。</p> <p>(2) 談論し、放歌し、高笑し、その他騒ぎ立てないこと。</p> <p>(3) はち巻、腕章の類をする等示威的行為をしないこと。</p> <p>(4) 帽子、外とう、えり巻の類を着用しないこと。ただし、病気その他の理由により議長の許可を得たときはこの限りでない。</p> <p>(5) 食事又は喫煙をしないこと。</p> <p>(6) みだりに席を離れ又は不体裁な行為をしないこと。</p> <p>(7) 携帯電話、スマートフォン等の電子機器類は、電源を切るか又は音を発しないようにすること。</p> <p>(8) 前各号に定めるもののほか、議場の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと。</p> <p>(委員会における傍聴)</p> <p>第 1 2 条 第 2 条から第 4 条まで、第 6 条から第 8 条まで及び第 1 0 条の規定は、室蘭市議会委員会条例 (昭和 3 1 年条例第 1 6 号) 第 7 条の委員会を傍聴する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第 7 条第 8 号</td> <td>議場</td> <td>会議室</td> </tr> <tr> <td></td> <td>会議</td> <td>委員会</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	(略)			第 7 条第 8 号	議場	会議室		会議	委員会	(略)			<p>(傍聴人の守るべき事項)</p> <p>第 7 条 傍聴人は、傍聴席にあるときは、次の事項を守らなければならない。</p> <p>(1) 議場における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。</p> <p>(2) 談論し、放歌し、高笑し、その他騒ぎ立てないこと。</p> <p>(3) はち巻、腕章の類をする等示威的行為をしないこと。</p> <p>(4) 帽子、外とう、えり巻の類を着用しないこと。ただし、病気その他の理由により議長の許可を得たときはこの限りでない。</p> <p>(5) 食事又は喫煙をしないこと。</p> <p>(6) みだりに席を離れ又は不体裁な行為をしないこと。</p> <p>(7) 前各号に定めるもののほか、議場の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと。</p> <p>(委員会における傍聴)</p> <p>第 1 2 条 第 2 条から第 4 条まで、第 6 条から第 8 条まで及び第 1 0 条の規定は、室蘭市議会委員会条例 (昭和 3 1 年条例第 1 6 号) 第 7 条の委員会を傍聴する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第 7 条第 7 号</td> <td>議場</td> <td>会議室</td> </tr> <tr> <td></td> <td>会議</td> <td>委員会</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	(略)			第 7 条第 7 号	議場	会議室		会議	委員会	(略)		
(略)																									
第 7 条第 8 号	議場	会議室																							
	会議	委員会																							
(略)																									
(略)																									
第 7 条第 7 号	議場	会議室																							
	会議	委員会																							
(略)																									